

改正 平成25年10月1日 改正 平成26年2月4日 改正
平成31年3月5日 改正 令和5年4月1日 改正

(目的)

第1条 この使用要領は、成城大学特別研究助成規程（以下「規程」という。）第13条に基づき、成城大学特別研究助成の資金（以下「助成金」という。）の使用に関し必要な事項について定める。

(助成金の使用)

第2条 助成金は、採択された研究課題の遂行に直接必要な経費に充てるものとし、その取扱いについては学校法人成城学園会計規則及び関係諸規則の定めによるほか、この使用要領の定めるところによる。

(用品、備品、設備等の購入)

第3条 規程第3条第1項第1号及び第2号の助成により、情報通信機器及び1点又は1組の価格が5万円以上20万円未満の用品の購入を希望するときは、応募時に購入理由を付して申請し、特別研究助成委員会の審査で認められた場合にのみ購入することができる。

2 規程第3条第1項第1号及び第2号の助成において、1点又は1組の価格が20万円以上の備品、設備等を購入することはできない。

3 規程第3条第1項第3号の助成により、1点又は1組の価格が20万円以上の備品、設備等を購入するときは、あらかじめ理事長の承認を得るための所定の手続を経なければならない。

(旅費の支出)

第4条 旅費の支出は、学校法人成城学園国内出張旅費規則及び外国出張旅費取扱要領の定めるところによる。ただし、適用区分A欄に該当する者であっても、国内旅費における鉄道賃のグリーン料金は適用しない。

(助成金から支出できない経費)

第5条 次の経費は、助成金から支出できない。

- (1) 建物等施設に関する経費
- (2) 雇用関係が生ずるような月ぎめの給与、退職金、ボーナス、その他各種手当
- (3) 学会への出張のための旅費

ただし、研究代表者、共同研究者又は学外共同研究者が、採択された研究課題に係る発表・報告等を行う場合は、経費を支出することができる。

- (4) 机、椅子等の什器類を購入するための経費
- (5) 大型複写機等学校において当然備えるべき設備、備品等を購入するための経費
- (6) その他、採択された研究課題に関連性のない経費

(他の経費との混同使用の禁止等)

第6条 設備、備品を購入する等のために、助成金を他の経費に加えて混同使用してはならない。

2 助成金を他の研究等の経費の全部又は一部として使用してはならない。

(図書・備品・用品の帰属)

第7条 助成金により購入した図書・備品・用品は、成城学園に帰属する。

2 前項の物件には、この制度で購入した旨の表示をする。

(事務)

第8条 この使用要領に関する事務は、研究機構事務室が担当する。

(改廃)

第9条 この使用要領の改廃は、研究戦略委員会で審議し、学長がこれを決定する。

附 則

- 1 この使用要領は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 成城大学教員特別研究助成金経理要領（昭和61年3月31日制定）は、平成13年3月31日をもって廃止する。

附 則

この使用要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この使用要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この使用要領は、令和5年4月1日から施行する。